

八千代町第6次総合計画改定方針

令和7年4月

1. 計画改定の理由

令和2年度に策定した『第6次総合計画』（令和3年度から令和12年度までの10年間）につきましては、策定から5年が経過し、その間に社会情勢は大きく変化をしております。

特に人口減少が著しいなか、人口の動向や人口の将来展望について改正が必要となりました。

また、筑西幹線道路の開通が見込まれるなど土地利用構想の見直しも必要となりました。

このような状況から、基本構想の一部を改定するとともに『八千代町第6次総合計画』後期計画を策定いたします。

2. 計画の構成と期間

本計画は、基本構想と基本計画及び別に定める実施計画で構成します。

○基本構想

町民と行政が一体となって、長期的な視点に立ち、まちづくりを進めていくための将来像を定め、それを実現するための基本目標と政策（施策の大綱）を示すものです。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

今回、現行の基本構想から、将来人口フレーム及び土地利用構想見直しの必要性が生じたため基本構想の改定を実施します。

○基本計画

基本構想に示した将来像や政策に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標（指標）を定めるものです。基本計画は、前期・後期に分かれ、今回の後期基本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

○実施計画

基本計画を推進するため、主な施策の具体的な事業内容を示すものであり、3カ年を計画期間とし、ローリング方式により毎年必要な調整や見直しを行います。

3. 計画策定の視点

（1）住民との協働による計画づくり

総合計画には、より多くの住民の意向を反映することが必要です。情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、住民や団体、事業所と行政が一体となって計画づくりを行います。

主な住民との協働の機会

- 総合計画審議会 ○各種団体との意見交換
- パブリックコメント（意見募集）

（2）わかりやすい計画づくり

全ての人が共通の認識を持って、まちづくりに取り組めるよう、だれもが理解できる適切な表現で具体的かつ簡潔に施策の内容とその目標を盛り込んだ計画とし

ます。

（３）地域資源の活用

個性と魅力あるまちづくりには、「八千代らしさ」という地域特性を踏まえた視点が求められます。本町の歴史・文化・自然など地域資源を見直し、地域力を最大限に生かして、まちづくりに取り組む計画とします。

（４）時代に即した計画づくり

人口減少、少子高齢化、ICT 等高度技術の普及、官民連携の動きや持続可能なまちづくりなど、社会経済状況の変化に対応した計画づくりを進めるとともに、中長期的な財政見通しと財源の確保を検討し、事業の選択と集中による実効性のある計画を策定します。

（５）進行管理と評価がしやすい計画

計画に基づいて行った施策が計画的に進んでいるのか、どのような成果があるのかを評価し、その結果を反映し改善していく仕組みを取り入れ、効率的かつ効果的な事業の推進ができる計画を目指します。

4. 計画策定の体制

（１）住民との協働による計画づくり

①総合計画審議会

住民の代表者による総合計画審議会を開催し、総合計画策定についての調査・審議を行い、意見・答申を得て計画を策定します。

②部門別まちづくり懇話会

各分野の専門的な意見をまちづくりに生かすため、各種団体と意見交換を実施します。会議運営には、総合計画策定専門部会の職員も参加し、協働によるまちづくりの検討を行います。

③パブリックコメント（意見募集）

総合計画の素案などについて、広報やホームページなどを活用して内容を公表し、広く住民の方から意見を募集して計画の策定や町政運営に反映していきます。

（２）職員総参加の計画づくり

①政策調整会議

副町長、関係部長等による政策調整会議を適宜開催し、主要な政策課題について検討・調査・決定等を行います。

②総合計画策定委員会

副町長を委員長に、教育長、公室長、部長、副部長、会計管理者、秘書課長、総務課長、まちづくり推進課長、財務課長、議会事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成される策定委員会により、計画策定に関する検討を行います。

③総合計画策定専門部会

策定委員会の作業部会として、まちづくり推進課長を委員長に、各課の課長職等による専門部会を設置します。分野ごとに部門別会議を設け、総合計画策定に関する調査研究や総合計画案の作成を行います。また、まちづくり部門会議への参加を通じて、より専門的な視点から協議・検討を行います。

④政策調整プロジェクトチーム

特定の各種課題に対して、課を横断したプロジェクトチームを組織し、課題解決の方向性の検討や政策調整会議への資料作成を行います。

⑤各 課

各種調査に対しての情報提供及び各課ヒアリング等への協力を行うとともに、現行施策の評価や今後の方向性など、基本計画案の立案を行います。

⑥事務局

まちづくり推進課が事務局として、総合計画策定過程の全体を調整・管理するとともに、総合計画案の取りまとめを行います。

5. 計画策定の進め方

計画の策定は、令和7年度の1ヶ年とし、次の手順を踏んで策定します。

(1) 基礎的調査

①町を取り巻く状況の変化の把握

大きな時代の転換期にあるという認識に立ち、社会動向の流れを整理し、今後の期待される対応方向を整理するとともに、国、県の計画、関連計画や主要プロジェクトの把握、周辺地域の構造分析を行い、本町の広域的な位置付けなどを明らかにします。

②町の現状把握・分析

各種データを活用し、本町の現況を把握します。あわせて各課によるヒアリングシートへの記入を踏まえ、各課ヒアリングを実施し、行政ベースでの現況・課題を把握します。

③町が抱える課題の整理

団体とのヒアリング等を実施し、本町が抱える課題の把握や整理を行います。また、その整理は、広域レベル、町レベル（政策、分野別）等の視点から行うものとします。

(2) 基本構想の改定

基本構想の将来人口フレーム及び土地利用構想の見直しを実施し、社会情勢に対応した基本構想に改定します。

(3) 基本計画の検討・立案

基本構想に基づき、行政の分野別計画として構想実現に向けての施策を体系的に明らかにし、町民活動を支援する計画内容とした基本計画（令和8年度～令和12年度の5年間）を検討・立案します。

(4) 審議会への諮問・答申

基本構想案及び基本計画案について、総合計画審議会へ諮問し、答申による意見をいただきながら、計画の策定を行います。

(5) パブリックコメント（意見募集）

総合計画の素案などについて、広報やホームページなどを活用して内容を公表し、広く住民の方から意見を募集して計画の策定や町政運営に反映していきます。

(6) 基本構想の議会提案

基本構想については、令和7年12月議会に提案することを目標とします。

（７）後期総合計画の決定

- ①基本構想案については、町議会に提案し、議決を経て決定します。
- ②基本計画案については、庁議において町長が決定し、町議会に報告します。